

株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社「(仮称) 八峰町及び能代市沖に
おける洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年10月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 秋田県山本郡八峰町及び能代市の沖合
原動力の種類： 風力 (洋上)
出力： 最大356,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 1月27日
環境大臣意見受理	令和 4年 3月25日
経済産業大臣意見発出	令和 4年 4月 8日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 4月24日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月29日
秋田県知事意見受理	令和 5年 9月20日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年10月20日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742 (直通)

株式会社 J E R A 及び電源開発株式会社「(仮称) 八峰町及び能代市沖に
おける洋上風力発電事業 環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である小友沼の北西に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性がある。
このため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討するなどにより、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言等を踏まえ、適切な調査により生息状況を可能な限り把握し、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)